

(令和6年8月更新版)

肥料登録申請（新規登録申請）の手引き

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目次

1	はじめに	2
2	農林水産大臣による登録日及び申請の受付	2
3	登録申請手続きについて	2
	(1) e肥料による申請（電子申請）について	2
	(2) 書面による申請について	3
4	登録申請書及び添付書類等（汚泥肥料等以外の普通肥料で、原料規格の原料を使用しない場合）	3
	(1) 登録申請書	3
	(2) 添付書類等	14
5	登録申請書及び添付書類等（汚泥肥料等以外の普通肥料で、原料規格の原料を使用する場合）	20
	(1) 登録申請書	20
	(2) 添付書類等	23
6	登録申請書及び添付書類等（汚泥肥料等の場合）	25
	(1) 登録申請書	25
	(2) 添付書類等	29
	(参考) 肥料の名称のきまり	35

1 はじめに

普通肥料を生産又は輸入する場合には、原則として農林水産大臣又は都道府県知事の登録が必要です。

肥料登録を受けるには、普通肥料の公定規格に適合する必要があります。

公定規格は、肥料を100以上の種類に分類し、その種類ごとに、最低限含まれていなければならない肥料成分の量、有害成分の規制値、使用できる原料等が定められています。

肥料の登録を希望される場合、その肥料の原材料（肥料の生産に当たり使用する物質全てを指します。）と、生産工程の両方が明確にわからないと、どの種類の肥料に該当するかがわかりません。

さらに、その肥料が含有している肥料成分（窒素、りん酸、加里等）や有害成分の含有量がわかってから初めて、公定規格に適合しているかどうかわかります。

このため、肥料の登録申請に当たっては、次の手順で検討や準備を進めるとスムーズです。

- (1) 登録を希望する肥料の原材料と生産工程の両方をまず明確に把握し、公定規格のどの種類の肥料に分類されそうか見当をつける。
- (2) その肥料中の肥料成分や有害成分の量などを確認し、公定規格に適合しているか確認する。

2 農林水産大臣による登録日及び申請の受付

FAMICでは、農林水産大臣あての登録申請を受け付けており、書面による申請は、土曜日・日曜日・休日・年末年始（12月29日から1月3日）を除き、また、e肥料による申請（電子申請）は、24時間365日いつでも申請できます。

登録申請については、毎月10日と25日を基準日（締切日）として受け付けます。

10日15時（土曜日・日曜日・休日の場合にはその翌営業日）までに受け付けた場合は翌月10日（土曜日・日曜日・休日の場合にはその翌営業日）付けで、25日15時（土曜日・日曜日・休日の場合にはその翌営業日）までに受け付けた場合は翌月25日（土曜日・日曜日・休日の場合にはその翌営業日）付けで登録され、生産又は輸入が可能となります。

ただし、スケジュールどおり登録するには、申請書が完成していることに加え、その他必要な書類の全てが揃っている必要があります。また、これらに不備や不足がある場合、登録そのものが出来ないことがあります。このように登録出来なかった場合でも、申請の受理後に登録免許税を除いた手数料（電子申請：32,800円、書面による申請：38,100円）は返還できません。このため、登録申請に当たっては事前に、申請内容について、FAMIC登録担当者とは十分打合せの上、スケジュールに余裕を持って申請いただくようお願いします。

3 申請手続きについて

- (1) e肥料による申請（電子申請）について

こちらを参照下さい。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html

(2) 書面による申請について

① 登録申請書

登録に当たっては、まず肥料登録申請書を作成してください。日本産業規格A4の上質紙をご用意していただき、2部（1部は正本、1部は副本）提出してください。提出された2部は返却しませんので、提出するものとは別にコピーなどの控えをお手元に残しておいてください。

② 登録申請書（案）の作成

申請書の書き方については、定型的にお願いしたい事項などがあります。

申請書を作成したとき、すぐに当方に持参あるいは送付するのではなく、まずは申請書の原稿（下書き）を当方に送付してください（FAX等で結構です）。当方から問題ない旨の連絡を受けてから、正式な申請書を作成してください。

申請書を当方に持参する場合は、その場で書類等に不備がないか確認させていただきます。確認に多少時間がかかることから、新規の登録申請にお越しになる場合は、事前に受付担当者に連絡し、当方に来所する日時を打ち合わせてからいらしてください。

③ 申請先

農林水産大臣あてに申請する場合は、本社の所在する都道府県を担当する独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部又は地域センターに申請してください（生産業者の場合は工場の所在する都道府県を担当する独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部又は地域センターへの提出も可）。

都道府県知事あてに申請する場合は、生産事業場の所在する都道府県に申請してください。

4 登録申請書及び添付書類等（汚泥肥料等以外の普通肥料で、原料規格の原料を使用しない場合）

(1) 登録申請書

紙の登録申請書は、次の例を参考に作成してください。電子申請についても、記載いただく項目や添付書類は同じです。

[登録申請書の記載例]

公定規格において、

- | | |
|----------|-----------|
| 一 窒素質肥料 | 七 石灰質肥料 |
| 二 リン酸質肥料 | 八 けい酸質肥料 |
| 三 加里質肥料 | 九 苦土質肥料 |
| 四 有機質肥料 | 十 マンガン質肥料 |

五 副産肥料等

六 複合肥料

十一 ほう素質肥料

十二 微量要素複合肥料

のいずれかに分類されている肥料の場合。

ただし、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料、副産肥料、液状肥料（原料規格の原料を使用するもの）、吸着複合肥料（原料規格の原料を使用するもの）、家庭園芸用複合肥料（原料規格の原料を使用するもの）、化成肥料（原料規格の原料を使用するもの）については、当該記載例ではなく、p18の7を参照してください。

ア 生産業者として申請する場合の記載例

収入印紙
*2

肥料登録申請書*1

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

1 氏名及び住所 ○○○○株式会社 *3
代表取締役 ○○ ○○
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4

2 肥料の種類 化成肥料 *5 (○年) *6

3 肥料の名称 有機入り化成肥料1号 *7

4 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)	窒素全量	10.0	*8
	内アンモニア性窒素	8.0	
	硝酸性窒素	1.0	
	りん酸全量	10.0	
	内く溶性りん酸	9.6	
	内水溶性りん酸	5.0	
	加里全量	10.0	
	内水溶性加里	10.0	
	く溶性苦土	2.0	
	く溶性ほう素	0.30	
	内水溶性ほう素	0.10	

その他の規格 *9

含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。

5 生産する事業場の名称及び所在地

○○○○株式会社 関東工場 *10

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

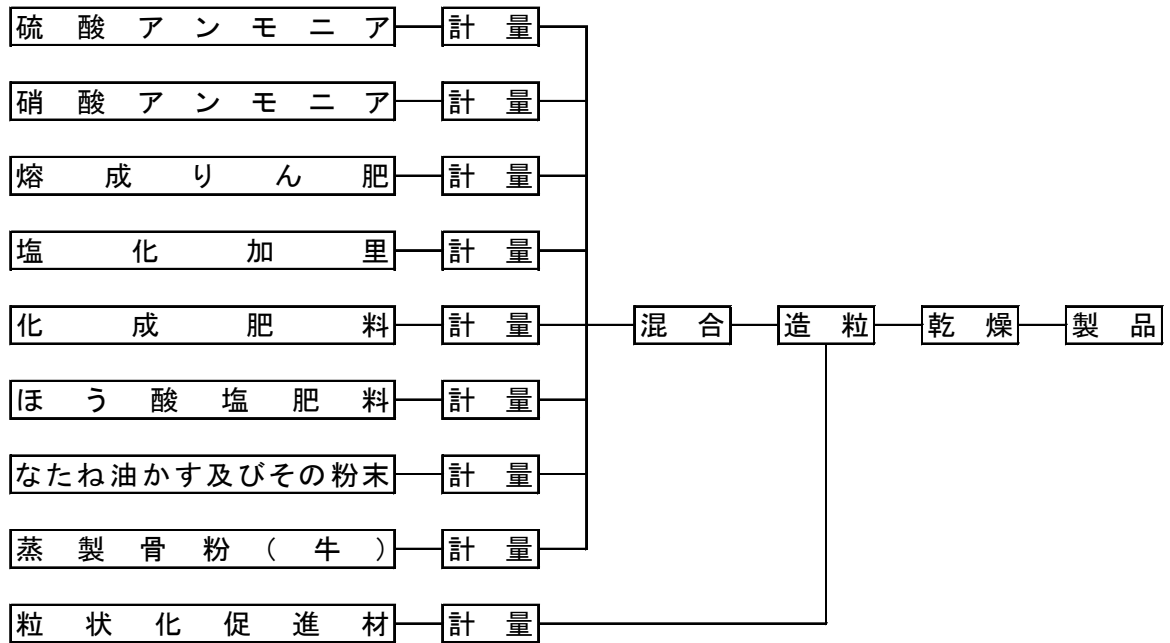
6 保管する施設の所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *11

*12

7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要）*13



(備考) 1 化成肥料は、〇〇(株)製 生第〇〇〇号〇〇〇又はこれに類似した肥料を使用する。当該化成肥料は有効期間が〇年のものに限る。

2 蒸製骨粉は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び〇年〇月〇日 付け農林水産省指令〇消安第〇号において蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。) *14 *15 *16

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号

該当なし。 *17

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号

該当なし。 *17

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号

(材料の種類、名称及び使用量) *18

粒状化促進材として石こうを製品重量当たり2.5%以下使用する。

*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこと

となります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。なお、令和5年6月27日受付分から、捨印による訂正の扱いを廃止します。これに伴い、申請書に誤りがある場合は、修正した申請書の送付依頼又はP34の例による「肥料登録申請書記載事項修正依頼書」の提出を求める可能性がありますので、ご承知おきください。

- *2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

書面による申請の手数料は53,100円です。（令和5年3月30日現在、登録免許税を含む）

- *3 申請者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。
- *4 申請者が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。申請者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。
- *5 公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されているとおりの種類名を記載します。
- *6 被覆窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、被覆加里肥料、混合加里肥料、混合有機質肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量元素肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。
- *7 虚偽の宣伝を防止するため、登録する肥料に名称を付ける際に、いくつかのきまりがあります。詳しくは、（参考）「肥料の名称のきまり」をご覧ください。
- *8 (1) 記載した保証成分量（%）が、公定規格に適合していることをよく確認してください。なお、保証成分量は、当該肥料成分の最低値を保証するものですから、製品中の当該肥料成分の含有量は、当然、保証成分量を上回る必要があります。
(2) 保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている順序のおりとしてください。
(3) 保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。
- *9 その他の規格について
(1) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量（%）」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄も空欄の場合は、「該当なし。」と記載してください。
(2) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量（%）」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は、「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のおり。」と記載してください。
(3) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量（%）」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄で規格が定められている場合は、「その他の制限事項は、公定規格のおり。」と記載してください。
(4) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量（%）」の欄で規格が定められ、「その

他の制限事項」の欄でも規格が定められている場合は、「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

*10 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。

2カ所以上の事業場（工場）で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。

*11 (1) 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。

(2) 生産業者として申請する場合は、必ず生産する事業場の所在地（いわゆる住所）を記載します。

*12 汚泥を原料とする熔成けい酸りん肥、熔成複合肥料及び熔成けい酸質肥料の場合は、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）の成績が必要です。申請書の「保管する施設の所在地」と「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項」の間に、「植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり）」の項目を追加し、試験成績の書類を、別紙として申請書とともにとじてください。

*13 (1) 生産工程の概要を記載する必要がある肥料の種類が別途定められています。

（「肥料登録申請書における生産工程の概要の書き方(http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_koutei.pdf)」を参照してください。） それ以外の肥料については、「該当なし。」と記載してください。

(2) 原料の名称は、基本的に公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されている種類名で記載します。

(例) (誤) (正) (誤) (正)

硫酸→硫酸アンモニア ようりん→熔成りん肥

(3) 材料を使用している場合は、*18で示す名称で記載してください。

*14 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

(例)

蒸製骨粉（〇〇県第〇〇号）は、〇会社〇事業場で製造されたものである。（〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。）

*15 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

*16 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び塩化加里）を

全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

*17 肥料の種類が、公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量元素複合肥料」までに規定される種類で、原料規格の原料を使用しない肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。

*18 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- | | | | |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材 | ○沈殿防止材 |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材 | ○粒状化促進材 |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材 |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材 | ○効果発現促進材 |
| ○着色材 | ○分散促進材 | ○反応緩和材 | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 | | | |

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質名、使用量を記載してください。使用量は、製品（肥料）当たりの重量の百分率（%）で記載してください。

使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

なお、過去に材料として使用実績がない場合及び使用量が過去の使用実績と比べて多い場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ農林水産消費安全技術センターにご相談ください。

*19 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

イ 輸入業者として申請する場合の記載例

収入印紙
*2

肥料登録申請書*1

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

下記により輸入業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

1 氏名及び住所 ○○○○株式会社 *3
代表取締役 ○○ ○○
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4

2 肥料の種類 化成肥料 *5 (○年) *6

3 肥料の名称 有機入り化成肥料1号 *7

4 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)	窒素全量	10.0	*8
	内アンモニア性窒素	8.0	
	硝酸性窒素	1.0	
	りん酸全量	10.0	
	内く溶性りん酸	9.6	
	内水溶性りん酸	5.0	
	加里全量	10.0	
	内水溶性加里	10.0	
	く溶性苦土	2.0	
	く溶性ほう素	0.30	
	内水溶性ほう素	0.10	

その他の規格 *9

含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。

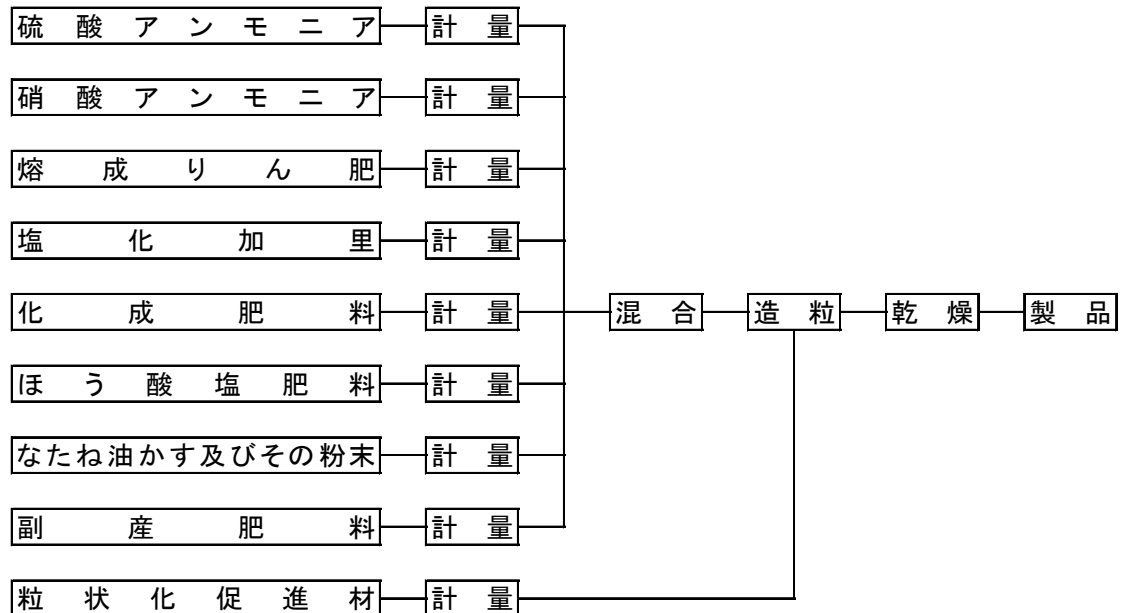
5 保管する施設の所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *10

*11

6 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要） *12



(備考) 1 化成肥料は、〇〇(株)製 生第〇〇〇号〇〇〇又はこれに類似した肥料を使用する。当該化成肥料は有効期間が〇年のものに限る。

2 副産肥料は、原料に厚生省令別表1の部位（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄）及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて、〇国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。 *13 *14 *15

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号

該当なし。 *16

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号

該当なし。 *16

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号

（材料の種類、名称及び使用量） *17

粒状化促進材として石こうを製品重量当たり2.5%以下使用する。

- *1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。なお、令和5年6月27日受付分から、捨印による訂正の扱いを廃止します。これに伴い、申請書に誤りがある場合は、修正した申請書の送付依頼又はP34の例による「肥料登録申請書記載事項修正依頼書」の提出を求める可能性がありますので、ご承知おきください。
- *2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

書面による申請の手数料は53,100円です。（令和5年3月30日現在、登録免許税を含む）
- *3 申請者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。
- *4 申請者が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。申請者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。
- *5 公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されているとおりの種類名を記載します。
- *6 被覆窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、被覆加里肥料、混合加里肥料、混合有機質肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合石灰肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、混合マンガン肥料、混合微量元素肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。
- *7 虚偽の宣伝を防止するため、登録する肥料に名称を付ける際に、いくつかのきまりがあります。詳しくは、「肥料の名称のきまり」をご覧ください。
- *8 (1) 記載した保証成分量（%）が、公定規格に適合していることをよく確認してください。なお、保証成分量は、当該肥料成分の最低値を保証するものですから、製品中の当該肥料成分の含有量は、当然、保証成分量を上回る必要があります。
(2) 保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている順序のおりとしてください。
(3) 保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。
- *9 その他の規格について
(1) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量（%）」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄も空欄の場合は、「該当なし。」と記載してください。
(2) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量（%）」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は、「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のおり。」と記載してください。
(3) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量（%）」の欄が空欄で、「その他の制限事項」の欄で規格が定められている場合は、「その他の制限事項は、公定規格のおり。」と記載してください。

(4) 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」の欄で規格が定められ、「その他の制限事項」の欄でも規格が定められている場合は、「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」と記載してください。

*10 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。

*11 汚泥を原料とする熔成けい酸りん肥、熔成複合肥料及び熔成けい酸質肥料の場合は、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）の成績が必要です。申請書の「保管する施設の所在地」と「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項」の間に、「植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり）」の項目を追加し、試験成績の書類を、別紙として申請書とともにとじてください。

*12 (1) 生産工程の概要を記載する必要がある肥料の種類が別途定められております。

(別冊「肥料登録申請書における生産工程の概要の書き方(http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_koutei.pdf)」を参照してください。)

それ以外の肥料については、「該当なし。」と記載してください。

(2) 原料の名称は、基本的に公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されている種類名で記載します。

(例) (誤) (正) (誤) (正)

硫安→硫酸アンモニア ようりん→熔成りん肥

(3) 材料を使用している場合は、*17で示す名称で記載してください。

*13 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

(例) 蒸製皮革粉の場合

蒸製条件を満たしていることについて、○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において農林水産大臣の確認を受けている。

*14 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

*15 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料（尿素及び塩化加里）を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

*16 肥料の種類が、公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量元素複合肥料」までに規定される種類で、原料規格の原料を使用しない肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。

*17 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- | | | | |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材 | ○沈殿防止材 |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材 | ○粒状化促進材 |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材 |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材 | ○効果発現促進材 |
| ○着色材 | ○分散促進材 | ○反応緩和材 | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 | | | |

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質名、使用量を記載してください。使用量は、製品（肥料）当たりの重量の百分率（％）で記載してください。

使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

なお、過去に材料として使用実績がない場合及び使用量が過去の使用実績と比べて多い場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ農林水産消費安全技術センターにご相談ください。

*18 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじてください。

（2）添付書類等

ア 製造設計書

p15記載例を参考に製造設計書を作成し、添付してください。

イ 分析報告書

保証成分及び有害成分の分析値等を示す分析報告書を添付してください。分析報告書は、自社分析値でも差し支えありません。分析は肥料等試験法により実施し、分析報告書の記載例はp16を参考にしてください。

ウ 植物に対する害に関する栽培試験の成績

汚泥を原料とする熔成けい酸りん肥、熔成複合肥料及び熔成けい酸質肥料の場合は、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）の成績が必要です。植害試験の方法についてはhttp://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_7.pdf（令和3年度改訂）をご覧ください。

エ 初めて登録申請する場合には、申請者が法人の場合は登記簿抄本等を、申請者が個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。これは、法人の場合には、法人の名称・代表者の氏名・本社の所在地が、登録申請書の記載と相違ないか、個人の場合には、氏名・住所が、登録申請書の記載と相違ないかを確認するために提出して頂くものです。

また、p31～33の様式により、会社（法人）・事業場の概要等を教えてください。

オ 石灰硫黄合剤との混合防止のための表示の念書

第一りん酸石灰や第一りん酸加里は、農家が農薬である石灰硫黄合剤と混合してしまうと、有毒ガスである硫化水素が発生し、過去に重大な事故が生じています。このような事故を防ぐため、これらの酸性肥料を原料にした肥料で、石灰硫黄合剤と混合してしまう恐れのある肥料には、次の念書の記載例に書かれている表示をし

てください。表示方法は、農家などに渡る肥料の最小単位の袋などの外部と、パンフレットなどの見やすい場所に表示してください。

なお、このような肥料については、登録申請に際し、p17の記載例にしたがって、表示を約束する旨の念書を作成し、申請書に添付してください。

カ 肥料の見本

登録申請する肥料の見本を500g以上提出してください。

肥料の見本を入れた容器（袋）には、

○申請者の氏名又は名称及び住所

○肥料の種類及び肥料の名称

○含有主成分量及び有害成分の含有量（保証する主成分と登録しようとする肥料の種類で規格で最大量が定められた有害成分の分析値のことです。）

を記載したラベルを貼ってください。

キ 登録申請する肥料が牛等由来の原料を使用して生産している場合は、製造基準適合確認書の写しを添付してください。輸入業者の場合は輸出国証明書の写しを添付してください。

詳しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターにお問い合わせください。

ク 登録証を郵送する封筒（希望者）

肥料が登録された場合、登録証が作成されます。登録証は登録日（毎月の10日あるいは25日）に農林水産省（東京都千代田区霞が関）で作成され、2日から3日後に農林水産消費安全技術センター本部あるいは地域センターに届きます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで140円＋簡易書留料金350円＝490円（令和6年10月1日現在）

（注）登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は530円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

ケ 収入印紙

書面による申請の場合、収入印紙53,100円（令和5年3月30日現在、登録免許税を含む）が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

[製造設計書の記載例]

肥料の名称：有機入り化成肥料 1号

原料の名称	含有成分量 (%)	使用割合 (%)	設 計 成 分 量 (%)										
			TN	AN	NN	TP	CP	WP	TK	WK	CMg	CB	WB
硫酸アンモニア	AN 21.0	20.0	4.20	4.20									
硝酸アンモニア	AN 17.0 NN 17.0	7.0	2.38	1.19	1.19								
熔成りん肥	CP 20.0 CB 1.0 CMg 13.0	17.0				3.40	3.40				2.21	0.17	
塩化加里	WK 60.0	17.2							10.32	10.32			
化成肥料	AN 18.0 WP 40.0 SP 46.0	15.0	2.70	2.70		6.90	6.90	6.00					
ほう酸塩肥料	WB 36.0	0.5										0.18	0.18
なたね油かす及びその粉末	TN 5.0 TK 1.0 TP 2.0	17.0	0.85			0.34			0.17				
蒸製骨粉 (牛)	TN 4.0 TP 22.0	4.0	0.16			0.88							
粒状化促進材 (石こう)		2.3											
計 算 値 (%)		100.00	10.29	8.09	1.19	11.52	10.30	6.00	10.49	10.32	2.21	0.35	0.18
含有主成分量 (%)			10.67	8.26	1.32	11.42	10.52	5.48	10.51	10.44	2.30	0.43	0.19
保証成分量 (%)			10.0	8.0	1.0	10.5	9.6	5.0	10.0	10.0	2.0	0.30	0.10

見本の分析は〇〇(株)で、肥料等試験法により実施した。

(分析報告書の記載例)

分析報告書

令和〇年〇月〇日

分析場所：〇〇株式会社△工場品質管理課

肥料の種類：〇〇

肥料の名称：〇〇

分析項目	分析結果 (単位)	分析方法*1	備考
窒素全量	〇%	肥料等試験法(2020)4.1.1.a ケルダール法	現物
アンモニア性窒素	〇%	肥料等試験法(2020)4.1.2.a 蒸留法	現物
カドミウム	<0.1 mg/kg *2	肥料等試験法(2020)5.3.a フレーム原子吸光法	乾物
水分	〇%	肥料等試験法(2020)3.1.a 乾燥器による乾燥減量法	—

*1 別に、「分析方法は肥料等試験法」と記載し、試験法の記号のみでもよい。

*2 分析結果が分析機関の定量下限以下であった場合は、「<定量下限値」と表記するか、「N. D.」と表記し、別に定量下限を記載する欄を設ける。

[念書の様式]

念書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 〇〇 〇〇 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

*1

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで登録申請しました「〇〇〇〇」について、登録を受けました上は、当該肥料の最小単位の容器又は包装の外部及びパンフレット等の見やすい場所に下記の事項を表示します。

記

「石灰硫黄合剤」と混合すると、有毒ガスが発生する恐れがあり、危険ですから混用は行わないこと。

*1 登録申請した肥料の名称を記載してください。

5 登録申請書及び添付書類等（汚泥肥料等以外の普通肥料で、原料規格の原料を使用する場合）

（1）登録申請書

紙の登録申請書は、次の例を参考に作成してください。電子申請についても、記載いただく項目や添付書類は同じです。

[登録申請書の記載例]

公定規格中の肥料の種類のうち、次の肥料に該当する場合。（ただし、六～九については、原料規格の原料を使用するものに限る。）

なお、六～九の肥料でこれらの原料を使用しない場合はp3の6を参照してください。

- 一 魚廃物加工肥料
- 二 乾燥菌体肥料
- 三 副産動植物質肥料
- 四 菌体肥料
- 五 副産肥料
- 六 液状肥料
- 七 吸着複合肥料
- 八 家庭園芸用複合肥料
- 九 化成肥料

ア 生産業者として申請する場合の記載例

		収入印紙 *2	
肥料登録申請書*1			
		令和 年 月 日	
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿			
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○			
下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。			
記			
1	氏名及び住所	○○○○株式会社 *3 代表取締役 ○○ ○○ 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4	
2	肥料の種類	液状肥料 *5 (○年) *6	
3	肥料の名称	液状肥料1号 *7	
4	保証成分量その他の規格		
	保証成分量 (%)	窒素全量	10.0 *8
		水溶性りん酸	3.0
		水溶性加里	5.0
	その他の規格		
	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。		
5	生産する事業場の名称及び所在地	○○○○株式会社 関東工場 *9 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	
6	保管する施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *10	
	*11		

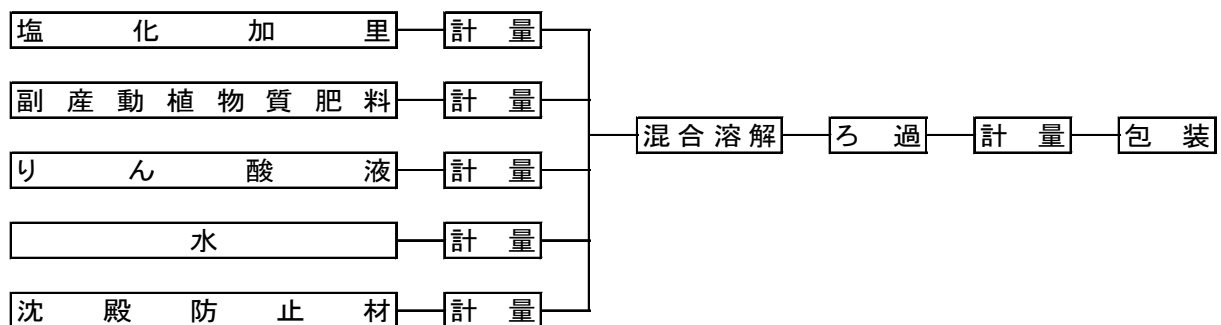
7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号

該当なし。 *12

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号

(使用される原料、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要) *13



(備考) 1 副産動植物質肥料は、自社生産登録の〇〇県知事登録第〇〇〇号「〇〇〇」である。

2 りん酸液は、〇〇社で製造された工業用りん酸液であり、原料規格第2中6のイの項に該当する。 *14

*15 *16 *17

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号

該当なし。 *12

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号

(材料の種類、名称及び使用量)

沈殿防止材としてクエン酸を製品重量当たり5%以下使用する。 *18

*1 申請書に誤字・脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。なお、令和5年6月27日受付分から、捨印による訂正の扱いを廃止します。これに伴い、申請書に誤りがある場合は、修正した申請書の送付依頼又はP34の例による「肥料登録申請書記載事項修正依頼書」の提出を求める可能性がありますので、ご承知おきください。

*2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

書面による申請の手数料は53,100円です。(令和5年3月30日現在、登録免許税を含む)

*3 申請者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表

取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。

- *4 申請者が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。申請者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。
- *5 公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されているとおりの種類名を記載します。
- *6 副産動植物質肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、化成肥料については、有効期間（3年又は6年）を鉛筆書きで記載してください。
- *7 虚偽の宣伝を防止するため、登録する肥料に名称を付ける際に、いくつかのきまりがあります。詳しくは、（参考）「肥料の名称のきまり」をご覧ください。
- *8 (1) 記載した保証成分量（%）が、公定規格に適合していることをよく確認してください。なお、保証成分量は、当該肥料成分の最低値を保証するものですから、製品中の当該肥料成分の含有量は、当然、保証成分量を上回る必要があります。
(2) 保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている順序のとおりとしてください。
(3) 保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量（%）」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。
- *9 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。
2カ所以上の事業場（工場）で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。
- *10 (1) 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。
(2) 生産業者として申請する場合は、必ず生産する事業場の所在地（いわゆる住所）を記載します。
- *11 以下の①～③の肥料の場合は、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）の成績が必要です。申請書の「保管する施設の所在地」と「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項」の間に、「植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり）」の項目を追加し、試験成績の書類を、別紙として申請書とともにとじてください。
 - ①乾燥菌体肥料（原料規格第2中15の項に掲げる原料を使用するもの）
 - ②菌体肥料
 - ③副産肥料（原料規格第2中の植害試験の調査が必要な原料を使用するもの）
- *12 肥料の種類が、公定規格の「一 窒素質肥料」から「十二 微量要素複合肥料」に規定される種類で、原料規格の原料を使用している肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。
- *13 (1) 原料規格の原料を使用する場合には、生産工程の概要とともに、原料規格への適合性が確認できる事項を記載又は添付してください。一例として次のものが該当します。
 - ・ 試薬又は工業薬品については、安全データシート
 - ・ 産業副産物については、その主産物と副産物の発生工程の図
 - ・ 植害試験が必要なものについては、植害試験の結果(2) 肥料を原料とする場合、生産工程の概要に記載する原料の名称は、基本的に公定規格

の「肥料の種類」の欄に記載されている種類名で記載します。

(例) (誤) (正) (誤) (正)

硫安→硫酸アンモニア ようりん→熔成りん肥

(3) 材料を使用している場合は、*18で示す名称で記載してください。

*14 原料規格の原料を使用している場合は、該当する原料規格について、原料規格第1・第2の別、分類番号、原料の種類並びに設定があれば原料条件の記号を記載してください。

*15 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

(例)

蒸製骨粉(〇〇県第〇〇号)は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないこと及び〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。)

*16 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

*17 牛等由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

(例)

管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料(尿素及び塩化加里)を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。

*18 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- | | | | |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材 | ○沈殿防止材 |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材 | ○粒状化促進材 |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材 |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材 | ○効果発現促進材 |
| ○着色材 | ○分散促進材 | ○反応緩和材 | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 | | | |

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質名、使用量を記載してください。使用量は、製品(肥料)当たりの重量の百分率(%)で記載してください。

使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

なお、過去に材料として使用実績がない場合及び使用量が過去の使用実績と比べて多い場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ農林水産消費安全技術センターにご相談ください。

*19 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

(2) 添付書類等

ア 製造設計書

p15の記載例を参考に製造設計書を作成し、添付してください。

イ 分析報告書

保証成分及び有害成分の分析値等を示す分析報告書を添付してください。分析報告書は、自社分析値でも差し支えありません。分析は肥料等試験法により実施し、分析報告書の記載例はp16を参考にしてください。

ウ 植物に対する害に関する栽培試験の成績

以下の①～③の肥料の場合は、植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）の成績が必要です。植害試験の方法については、http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_7.pdf（令和3年度改定）をご覧ください。

① 乾燥菌体肥料（原料規格第2中15の項に掲げる原料を使用するもの）

② 菌体肥料

③ 副産肥料（原料規格第2中の、植害試験の調査が必要な原料を使用するもの）

なお、③については、原料についての試験成績が必要となります。

エ 原料規格への適合性が確認できる事項

一例として以下のものが該当します。使用する原料の規格に応じて添付資料として提出してください。なお、②の原料の発生工程の図については、申請書の生産工程とともに記載することも可能です。

① 試薬又は工業用薬品については安全データシート

② 産業副産物についてはその主産物と副産物の発生工程の図

③ 植害試験が必要なものについては、植害試験の結果

オ 初めて登録申請する場合には、申請者が法人の場合は登記簿抄本等を、申請者が個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。これは、法人の場合には、法人の名称・代表者の氏名・本社の所在地が、登録申請書の記載と相違ないか、個人の場合には、氏名・住所が、登録申請書の記載と相違ないかを確認するために提出して頂くものです。

また、p31～33の様式により、会社（法人）・事業場の概要等を教えてください。

カ 石灰硫黄合剤との混合防止のための表示の念書

第一りん酸石灰や第一りん酸加里は、農家が農薬である石灰硫黄合剤と混合してしまうと、有毒ガスである硫化水素が発生し、過去に重大な事故が生じています。このような事故を防ぐため、これらの酸性肥料を原料にした肥料で、石灰硫黄合剤と混合してしまう恐れのある肥料には、次の念書の記載例に書かれている表示をしてください。表示方法は、農家などに渡る肥料の最小単位の袋などの外部と、パンフレットなどの見やすい場所に表示してください。

なお、このような肥料については、登録申請に際し、p17の記載例にしたがって、表示を約束する旨の念書を作成し、申請書に添付してください。

キ 肥料の見本

登録申請する肥料の見本を500g以上提出してください。

肥料の見本を入れた容器（袋）には、

○申請者の氏名又は名称及び住所

○肥料の種類及び肥料の名称

○含有主成分量及び有害成分の含有量（保証する主成分と登録しようとする肥料の種類規格で最大量が定められた有害成分の分析値のことです。）

を記載したラベルを貼ってください。

ク 登録申請する肥料が牛等由来の原料を使用して生産している場合は、製造基準適合確認書の写しを添付してください。輸入業者の場合は輸出国証明書の写しを添付してください。

詳しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターにお問い合わせください。

ケ 登録証を郵送する封筒（希望者）

肥料が登録された場合、登録証が作成されます。登録証は登録日（毎月の10日あるいは25日）に農林水産省（東京都千代田区霞が関）で作成され、2日から3日後に農林水産消費安全技術センター本部あるいは地域センターに届きます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで140円＋簡易書留料金350円＝490円（令和6年10月1日現在）

（注）登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は530円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

コ 収入印紙

書面による申請の場合、収入印紙53,100円（令和5年3月30日現在、登録免許税を含む）が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

6 登録申請書及び添付書類等（汚泥肥料等の場合）

(1) 登録申請書

紙の登録申請書は、次の例を参考に作成してください。電子申請についても、記載いただく項目や添付書類は同じです。

[登録申請書の記載例]

公定規格において、「十三 汚泥肥料等」に分類されている肥料の場合。

ア 生産業者として申請する場合の記載例

収入印紙 *2
肥料登録申請書*1
令和 年 月 日
農林水産大臣 ○○ ○○ 殿
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○
下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。
記
1 氏名及び住所 ○○○○株式会社 *3 代表取締役 ○○ ○○ 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *4
2 肥料の種類 汚泥肥料 *5
3 肥料の名称 汚泥発酵肥料1号
4 使用される原料その他の規格 *6 使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
5 生産する事業場の名称及び所在地 ○○○○株式会社 関東工場 *7 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
6 保管する施設の所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 *8
7 植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり） *9

8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号 該当なし *10

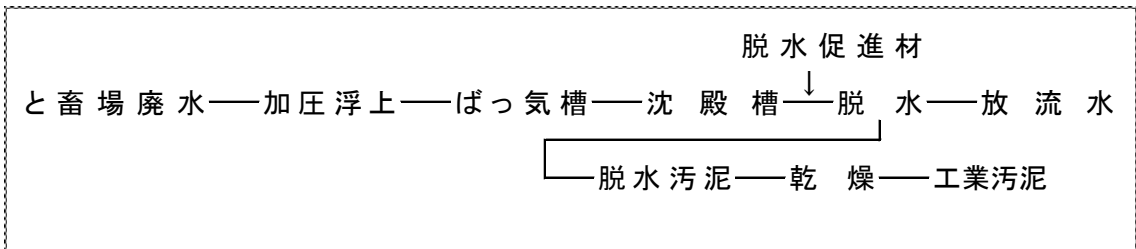
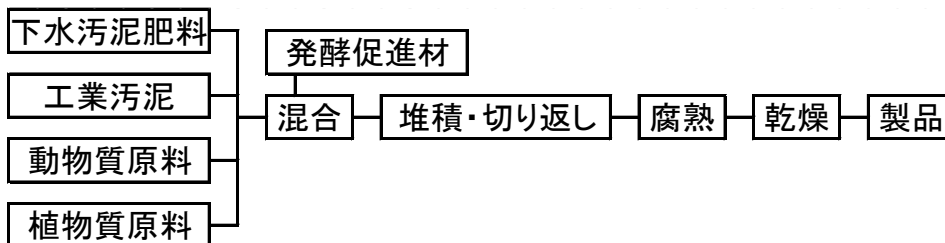
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号 該当なし *10

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号

(原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要) *11

(1) 原料の使用割合	使用割合
下水汚泥肥料 *12	40%
工業汚泥 *12	20%
植物質原料(稲わら) *13	20%
植物質原料(なたね油かす及びその粉末)	10%
動物質原料(豚ふん)	10%

(2) 原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要



備考：1 下水汚泥肥料は、〇〇社生産登録の生第〇〇号「〇〇」である。

2 工業汚泥は、〇〇と畜場から生じる汚泥を脱水、乾燥したものであり、原料規格第3中3の口の項に掲げる工業汚泥に該当する。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安 第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。)

当該汚泥肥料は、と畜場から排出される牛等の部位を含む汚泥を原料とする「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」(平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知)において管理措置を講じることとされている工業汚泥を使用するため、同通知に基づく工業汚泥の引き受け及び当該汚泥肥料の引き渡し並びに引き渡し先への確認書の取り交わしに係る管理措置を適切に行う。*14 *15 *16

- 4 工業汚泥には、脱水促進材として、〇〇〇を製品重量当たり3%以下使用する。
- 5 たい積は約2ヶ月間、切り返しは約1週間に1回行う。 *17

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号

(材料の種類、名称及び使用量) *18

発酵促進材として、放線菌を製品重量当たり0.1%以下使用する。

- *1 申請書に誤字、脱字等の記載の不備がある場合、申請書を受理することはできないこととなります。この場合、収入印紙についても返却できないことがあります。なお、令和5年6月27日受付分から、捨印による訂正の扱いを廃止します。これに伴い、申請書に誤りがある場合は、修正した申請書の送付依頼又はP34の例による「肥料登録申請書記載事項修正依頼書」の提出を求める可能性がありますので、ご承知おきください。
- *2 収入印紙には消印をしないでください。消印をすると、無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。
書面による申請の手数料は53,100円です。(令和5年3月30日現在、登録免許税を含む)
- *3 申請者が法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載します。代表者については、代表取締役、会長、専務取締役、理事長等の登記された代表者のうち、肥料登録について権限を有する者のうちの1名の氏名を記載します。
- *4 申請者が法人の場合は、本社の住所を登記簿に記載されているとおりに都道府県名から記載します。申請者が個人の場合は、住民票又は運転免許証等に記載されている住所のおりに都道府県名から記載します。
- *5 公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されているとおりの種類名を記載します。
- *6 虚偽の宣伝を防止するため、登録する肥料に名称を付ける際に、いくつかのきまりがあります。詳しくは、「肥料の名称のきまり」をご覧ください。
- *7 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。
2カ所以上の事業場(工場)で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。
- *8 (1) 所在地のみの記載でよく、法人名、事業場名、倉庫名等の記載は必要ありません。
(2) 生産業者として申請する場合は、必ず生産する事業場の所在地(いわゆる住所)を記載します。
- *9 「植物に対する害に関する栽培試験の成績」の書類を、別紙として申請書とともにとじます。
- *10 公定規格における肥料の種類が、「十三 汚泥肥料等」に分類される肥料の場合は、「該当なし。」と記載してください。
- *11 原料規格の原料を使用する場合には、生産工程の概要とともに、原料規格への適合性が確

認できる事項を記載するか、資料を添付してください。一例として次のものが該当します。

- ・ 試薬又は工業薬品については、安全データシート
- ・ 産業副産物については、その主産物と副産物の発生工程の図
- ・ 植害試験が必要なものについては、植害試験の結果
- ・ 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第5号）
別表第一の基準に係る調査が必要なものについては、溶出試験の結果

*12 原料とする場汚泥、令和3年12月1日より前の肥料の種類名（し尿汚泥肥料、下水汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料、焼成汚泥肥料）で記載するか、原料規格第3の原料の種類に該当するときは当該種類名で記載することもできます（例えば、下水汚泥のみを原料とする下水汚泥肥料は「下水汚泥」と書くこともできます。）。

*13 汚泥以外の原料については、「植物質原料」または「動物質原料」と書き、その後にかっこ書きで、原料の内容を一般的な名称で具体的に記載してください。

*14 原料規格の原料を使用する場合は、該当する原料規格について、原料規格の種類（原料規格第3）、分類番号、原料の種類並びに設定があれば原料条件の記号を記載してください。

*15 牛等由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある原料の加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。

（例）

○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けている。

*16 牛等由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。

（例）

管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。

*17 腐熟（発酵）させる工程がある場合は、その期間等を記載してください。

*18 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

- | | | | |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止材 | ○飛散防止材 | ○吸湿防止材 | ○沈殿防止材 |
| ○浮上防止材 | ○腐敗防止材 | ○悪臭防止材 | ○粒状化促進材 |
| ○成形促進材 | ○展着促進材 | ○組成均一化促進材 | ○脱水促進材 |
| ○乾燥促進材 | ○凝集促進材 | ○発酵促進材 | ○効果発現促進材 |
| ○着色材 | ○分散促進材 | ○反応緩和材 | ○硝酸化成抑制材 |
| ○摂取防止材 | | | |

使用した場合には、材料の種類を上記で示したとおりに、またその材料の物質の一般的な名称（あるいは商品名とその製造者名）、使用量を記載してください。使用量は、製品（肥料）当たりの重量の百分率（%）での記載を原則としますが、使用するものへの容積当たりの使用重量（例：○○kg/m³）でもやむを得ません。

使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

なお、過去に材料として使用実績がない場合及び使用量が過去の使用実績と比べて多い

場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ農林水産消費安全技術センターにご相談ください。

*19 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等でとじてください。

(2) 添付書類等

ア 植物に対する害に関する栽培試験の成績

先にも記載しましたが、忘れずに添付してください。試験方法については、http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_7.pdf（令和3年度改定）をご覧ください。

イ 有害成分の分析報告書

有害成分の分析値等を示す分析報告書を添付してください。分析報告書は、自社分析値でも差し支えありません。分析は肥料等試験法により実施し、分析報告書の記載例はp16参考にしてください。

ウ 原料ごとの溶出試験の成績書

汚泥肥料及び水産副産物発酵肥料については、原料として使用する汚泥や水産副産物が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準（一般的に、「溶出試験の基準」とよんでいます。）に適合している必要があります。原料ごとの、溶出試験の成績書を添付してください。

エ 原料規格への適合性が確認できる事項

一例として以下のものが該当します。使用する原料の規格に応じて添付資料として提出してください。なお、原料の発生工程の図については、申請書の生産工程とともに記載することも可能です。

- ・ 試薬又は工業用薬品については安全データシート
- ・ 産業副産物についてはその主産物と副産物の発生工程の図
- ・ 植害試験が必要なものについては、植害試験の結果
- ・ 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第5号）別表第一の基準に係る調査が必要なものについては、溶出試験の結果

オ 初めて登録申請する場合

初めて登録申請する場合には、申請者が法人の場合は登記簿抄本等を、申請者が個人の場合は住民票又は運転免許証の写し等を提出してください。これは、法人の場合には、法人の名称・代表者の氏名・本社の所在地が、登録申請書の記載と相違ないか、個人の場合には、氏名・住所が、登録申請書の記載と相違ないかを確認するために提出して頂くものです。

また、p31～33の様式により、会社（法人）・事業場の概要等を教えてください。

カ 肥料の見本

登録申請する肥料の見本を500g以上提出してください。

肥料の見本を入れた容器（袋）には、

- 申請者の氏名又は名称及び住所
- 肥料の種類及び肥料の名称
- 公定規格で規制されている有害成分の分析値

を記載したラベルを貼ってください。

キ 登録申請する肥料が牛等由来の原料を使用して生産している場合

登録申請する肥料が牛等由来の原料を使用して生産している場合は、製造基準適合確認書の写しを添付してください。輸入業者の場合は輸出国証明書の写しを添付してください。

詳しくは農林水産消費安全技術センターにお問い合わせください。

ク 登録証を郵送する封筒（希望者）

肥料が登録された場合、農林水産省（東京都千代田区霞が関）で登録証が作成されます。登録証は登録日（毎月の10日あるいは25日）の2日から3日後に農林水産消費安全技術センター本部あるいは地域センターに届きます。

登録証を郵送で受け取りたい方は、登録証の大きさがA4版ですので、A4版を折らずに入れることのできる封筒に、あて先を記載し、簡易書留分の切手を貼り、申請書とともに渡してください。

（簡易書留の場合の郵便料金）

定形外で50gまで140円＋簡易書留料金350円＝490円（令和6年10月1日現在）

（注）登録証が1枚約8gあるため、3枚以上ある場合は、封筒の重量を含めると50gを越え、郵便料金は530円になりますのでご注意ください。

なお、登録証は本社で保管するとともに、登録証のコピーを生産事業場で保管しなければならないことになっております。

ケ 収入印紙

書面による申請の場合、収入印紙53,100円（令和5年3月30日現在、登録免許税を含む）が必要です。

収入印紙には消印をしないでください。消印をすると無効になってしまいます。また、できるだけ貼らずに持参してください。

収入印紙は、郵便局で購入できます。

(様式)

事業場までの略図等

I 事業場名：

所在地(〒)：

TEL

FAX

II 事業場までの略図等

(事業場の場所や交通機関に関する情報がインターネット等で検索困難な場合(番地がない住所である、最寄り駅から遠いなど)は記入してください。)

《行程概略》

(最寄り鉄道駅名、鉄道路線名、その駅の時刻表(鉄道本数が少ない場合)、最寄りバス停名、バス路線名、鉄道駅のバス乗り場名、鉄道駅から最寄りバス停までの所要時間、バス時刻表(バスの本数が少ない場合)、最寄り鉄道駅又は最寄りバス停からの徒歩の所要時間等を記載してください。)

《略図についての特記事項》

(「バスが通っているが便が少ない。」「タクシー利用の場合、最寄り駅にはタクシー待合所がないため、〇〇駅であればタクシーをひろえる。」等の特記事項を記載してください。)

(記載例)

肥料登録申請書記載事項修正依頼書

年月日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長（〇〇センター所長）殿

会社名
代表者氏名

申請中の申請書記載事項について、下記のとおり修正願います。

- ・肥料の種類：〇〇
 - ・肥料の名称：〇〇
- 】 ※左記を修正する場合は、変更後の記載とする。

記

【修正前】

〇〇〇

【修正後】

×××

(参考) 肥料の名称のきまり

肥料の名称については、以下のようなきまりがあります。登録の申請や届出に際し、肥料の名称を申請・届出することになるわけですが、名称を決めるに当たり、きまりからはずれることのないよう注意してください。

1 すべての肥料について

- (1) 肥料の成分や肥料の効果について、誤解を生ずるおそれのある名称をつけることはできません。
- (2) 他人の商標を無断で肥料の名称に使用し、問題となることがしばしばあります。登録商標などになっていないかどうかを事前に調査し、問題ないことを確認してから名称につけてください。
- (3) 他人の名称、他の会社名、他人（他社）の商標、他人（他社）の商号などについては、使用しても問題ないかどうか十分確認の上、肥料の名称に使用してください。

2 普通肥料について

(1) すべての普通肥料について

- ア 保証する主成分の種類や、保証分量が異なるときは、異なる名称とする。
- イ 肥料の登録先や届出先が、農林水産大臣と都道府県知事の両方になる場合は、別々の名称をつけて、それぞれに登録申請や届出をする。保証する主成分の種類や保証分量が同じであったとしても、別の名称とする。
- ウ 保証する主成分の種類や保証分量が同じであったとしても、登録する肥料と指定混合肥料の両方の肥料になる場合は、別の名称とする。
- エ ふりがなをつけた又は図案を用いた名称をつけることはできない。
- オ 「高度」の文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里のうち2つ以上の成分を保証していて、それらの合計量が30%以上の場合に限る。
- カ 都道府県標準複合肥料と紛らわしい文字（「〇〇県」、「標準」、「基準」、「奨励」など）を、都道府県標準複合肥料ではない肥料の名称とすることはできない。
- キ 「完全」などの文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里の3成分とも保証している場合に限る。
- ク 肥料中に有機質の原料を使用したことを名称で表したいときは、どのような有機質の原料を用いた場合でも、「有機入り」の文字で表す。ただし、その有機質の原料に由来する窒素の量を0.2%以上含んでいなければならない。

(2) 登録される肥料について

- ア 適合している公定規格に基づき登録されるが、その該当している公定規格にかかれている肥料の種類以外の肥料の種類を、肥料の名称中に用いることはできない。
- イ 「りん安」「りん酸アンモニア」を肥料の名称とする場合は、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{PO}_4$ と $(\text{NH}_4)_2\text{HPO}_4$ の含有量の合計が70%以上の場合に限る。

ウ 「りん酸一アンモニア」「りん酸二アンモニア」を肥料の名称とする場合は、それぞれの化学物質が90%以上の割合である場合に限る。

エ 肥料の原料名を名称中に入れる場合は、「燐安」「硫燐安」「尿素燐安」「塩燐安」「燐硝安」「硝酸加里」などの文字は用いても構わないが、それ以外の場合は、公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を用いることを原則とする。

(3) 指定混合肥料について

公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を名称中に用いる場合は、その指定混合肥料が、その肥料の種類に適合している場合に限る。

(4) 仮登録された肥料について

仮登録肥料の名称の変更は、基本的に認めておりません。